

## 公の施設【基本情報】

別紙 8

施設名	新潟市石山地区公民館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市東区石山1丁目1番12号
根拠法令	教育基本法・社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	敷地面積2, 580m <sup>2</sup> 、建築面積702m <sup>2</sup> 、床面積2, 003m <sup>2</sup> 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 2階～4階：事務室、和室、保育室、集会室、調理実習室、講座室、美術工作室、音楽室、ホール ※石山出張所(1階)、石山地域保健センター(1階)、石山図書館(2階)との併設

施設の設置目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置します。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策</p> <p>基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援      基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成      基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進      基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進      基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実</p> <p>2 上記1を踏まえた公民館事業の取組</p> <p>(1) 人づくり、地域づくりを通した地域コミュニティ活動の活性化への支援      (2) 家庭における教育力向上の支援      (3) 青少年の生き抜く力を育む機会の充実      (4) 高齢者の学習支援や社会参加の促進      (5) 現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供</p>